教育・文化スポーツ常任委員会資料 2 令和4年(2022年)12月15日 文化スポーツ部スポーツ課

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:文化スポーツ部スポーツ課)

| | | | (課名:文化スポーツ部スプ | ドーツ課) | | | | | | |
|-------|---|----------------------------|--|-----------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 1 | ħ | 施 設 名 | 宮 滋賀県営都市公園(彦根総合スポーツ公園に限る。) | | | | | | | |
| 2 | (所在地)彦根市松原町3028 (設置予定年月)令和5年4月 (施設内容) 公園面積 R5:約10ha R6:約17ha R7~:約20ha 陸上競技場(第1種陸上競技場) 収容人員:15,000人以上 構造:鉄筋コンクリート造5階建て トラック:400m×9レーン フィールド:約107m×約71m 会議室11室(1階:8室 5階:3室) トレーニング室 約170㎡ 補助競技場(第3種陸上競技場) 管理棟 トラック:400m×8レーン フィールド:約107m×約71m 野球場 収容人数:10,000人以上 中堅122m、両翼99m | | | | | | | | | |
| | 募 | 集方法 | 公募 | | | | | | | |
| | 募 | 集要項配布期間 | 令和 4 年 8 月 30 日 ~ 令和 4 年 10 月 7 日 | | | | | | | |
| | 申 | 請受付期間 | 令和 4 年10月 3 日 ~ 令和 4 年10月12日 | | | | | | | |
| 3 | | 指定期間 | 令和5年4月1日 ~ 令和10年3月31日(5年間) | | | | | | | |
| 募集概要 | 募 | 管理業務内容管理料参考額 | (1) 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。2条の規定による行為の許可に関する業務(2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務(3) 条例第5条の2の規定による特定公園施設の利用の許可に関する業務(4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関業務(5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務845,233千円(消費税および地方消費税を含む。) | | | | | | | |
| | | 1-11/2 Jin | C. C. T. C. T. T. C. M. | | | | | | | |
| | 応 募 状 況 | | 申 請 者 グループ 代表となる団体の所在地 名 称 滋賀県大津市松本一丁目 2番20号 S・N K グループ * 公益財団法人 ツ協会・日本管財株式 | 請の場合) 滋賀県スポー | | | | | | |
| 4 | | | * 美津濃株式会・ミズノスポー 大阪府大阪市中央区北浜 彦根未来創造パートナ 式会社 四丁目 1 番23号 ーズ ・株式会社テク テナンスサー・株式会社武藤 | 社 ツサービス株 ノス総合メン ビス | | | | | | |
| | | | * **** | 代表となる団体 | | | | | | |
| 5 | 審 | 查 方 式 | 滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会において、申請書類の 請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審 い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。 | | | | | | | |
| 査の概要お | | 定委員会委員 *委員長)音順、敬称略) | *大橋 松行(滋賀県立大学名誉教授) 小野 ゆかり(滋賀県身体障害者福祉協会事務局次長) 髙橋 伊三男(滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長) 藤 崇之(公認会計士) 松永 敬子(龍谷大学経営学部教授(スポーツサイエンスコース) |) | | | | | | |

| よび | 審 | | 基 | 準 | 別紙参照 | | | | | | | | | | |
|----|--|--|-----|--------|--|-------------------------|-------|--------|---|--------|--------|--------|--|--|--|
| 結果 | 審 | 査 | 経 | 過 | 第1回滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (開催日)令和4年8月10日 (内 容)指定管理者募集要項および審査基準について検討、現地視察 第2回滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (開催日)令和4年10月24日 (内 容)事業計画のヒアリング、審査、指定管理者候補者選定 | | | | | | | | | | |
| | | 指定管 候補者 | | ص ع | S・N K グループ | | | | | | | | | | |
| | | 評価組 | 課、 | | 【評価結果】 選定基準に基づく | 結果】 基準に基づく採点結果 | | | | | | | | | |
| | | 定理由 | 、選 | 定 | 申請者 | 首 | 選定基準 | 選定基準 | 選定基準 3 | 選定基準 | 合 | 計 | | | |
| | | 委員会 | 会の概 | 要 | S・NKグルー | プ | 26.08 | 105.84 | 72.00 | 105.28 | 30 | 9.20 | | | |
| | | | | | 彦根未来創造パ | ートナーズ | 24.32 | 110.80 | 65.60 | 105.60 | 30 | 06.32 | | | |
| | | | | | | _ | I | 点数は各 | - - - - - - - - - - - - - - - - - - - | 均値 | (400点 | [満点) | | | |
| | | | | | 各委員の採点結 申請者 | 果 A委員 | B委員 | C 委員 | D委員 | E 委員 | 合計 | 平均値 | | | |
| | 審 | | | | S・N K グループ | 313.2 | 300.4 | 302.4 | 333.6 | | 1546.0 | | | | |
| | | | | | 彦根未来創造 パートナーズ | 322.8 | 286.4 | 311.2 | 311.2 | 300.0 | 1531.6 | 306.32 | | | |
| | 查 | | | | 提示額一覧表 | | | _ | | | | | | | |
| | 結 | | | | 申 | 請者 | | 提 | | | | | | | |
| | 果 | | | | S・N K グルー 彦根未来創造パ | | | | 3,600千円 6,440千円 | | | | | | |
| | 【選定理由】 公の施設管理者としてより公平性・公益性に配慮した計画であること、収支 具体的・明瞭であること、自主事業が多様な人たちを対象としていることが評 たため。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 【指定管理者選定委員会の概要】 ・候補者は、個人利用だけでなく貸切利用においても障害者団体割引を導入する等事業計画書全体において、より公平性・公益性に配慮した運営が提案されていた。 ・収支計画書について、経費積算を年度毎に示す等、妥当でかつ具体的・明瞭であった。 ・自主事業については、子どもやシニア世代を対象とした教室や誰もが参加しやすい | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 体験イベント等、多様な人たちを対象としている提案であった。 ・両者の提案はそれぞれ優れた面があり優劣つけがたいが、公募時に示したルールに従い、各委員の採点した合計がより高い方を候補者に選定することが適当である。 ・候補者は提案した内容を着実に履行するととともに、県としても履行確認に留意すること。 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 上記の結果、S・ | NKグルー | プを指定 | 管理者の | 候補者とし |)て選定し | た。 | | | | |

| 選定基準 (条例第9条の3第2項) | 審査項目 | 審査内容 | 参考とする書類 | 配点 | |
|------------------------------|---------------------------|---|--------------------------------------|-----|-----------|
| 事業計画の内容が、県民 | ・公平な利用を図るための具体 | ・公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか | 3 基本方針等 | 20 | 0 |
|)公平な利用を確保するこ :ができるものであること | 的手法および期待される効果 | ・設置目的にふさわしく、逸脱したものではないか | | | |
| 1号) | | ・施設利用の公平性が確保されているか | | 12 | 2 |
| 事業計画の内容が、施設 | ・施設の設置目的及び県が示し | ・スポーツ施設を含む総合公園としての特性と課題を理解しているか | 4 実施計画 | | + |
| 効用を最大限に発揮させ ものであること | た管理の方針との整合性 | ・管理運営目標の達成に向けた取り組みは適切か | | | |
| 5のであること 2号) | | ・管理水準向上のための維持管理方策が示されているか | | 20 | ٥ |
| -, | ・施設の維持管理の内容、適格 | ・公園に関する防犯上の指針を理解し、公園の安全確保が具体的に提案されているか | | | Ť |
| | 性および実現の可能性 | ・施設管理を適切に行い、公園の安全確保に対する取り組みが具体的に示されているか。 | 5 公園の安全管理 | 10 | ٨ |
| | | ・ 求めている管理水準が提案されているか | | 10 | 4 |
| | | | | | |
| | | ・スポーツ施設を含む公園施設の維持管理業務は具体的に計画されているか (時期、期間、頻度等明確に記載されているか) | | 10 | 0 |
| | ・利用者の増加を図るための具 | ・利用促進方策は具体的に示されているか | 6 利用促進策、利用者増への取組み | | ┪ |
| | 体的手法および期待される効 | ・利用者の多様なニーズを的確に捉え、利用促進に繋がる計画となっているか。 | | | |
| | 果 | ・スポーツの全国大会等の誘致について具体的な取組が示されているか | | 28 | 8 |
| | | ・周辺施設等地域との連携策が具体的に示されているか | 7 地域や関係機関との連携 | | \exists |
| | ・地域や関係団体との連携 | ・委託業務の発注や物品の調達等について県内事業者への発注に努める取り組みが具体的に示されているか。 | | 24 | 4 |
| | ・サービス向上を図るための具 | | 8 自主事業の運営 | | ٦ |
| | 体的手法および期待される効 | ・自主事業の計画と当該総合公園の基本的な運営方針は整合しているか | | | |
| | 果 | ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか | | 20 | o |
| | | | | | ٦ |
| | | ・利用者の満足度を高める具体的な方策が示されているか | 9 利用者への対応 | | |
| | | ・利用者のニーズの把握方法や利用者要望への対応方法が具体的に示されているか | | 10 | J |
| | | ・利用料金が適切に設定されているか | 10 利用料金に関する考え方 | | |
| | | ・利用者のサービス向上につながるような工夫のある料金設定となっているか | | | |
| | | | | 16 | 6 |
| 業計画の内容が、施設理に係る経典の嫁述が | ・施設の管理に係る経費の額および積算根拠 | ・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか | 11 収支計画書 | 20 | 0 |
| 理に係る経費の縮減が れるものであること | | ・経費の縮減の取組が具体的に示されているか | | | Ī |
| 3号) | | ・収入、支出の積算と管理業務の実施計画との間で整合性が取れているか | | | |
| | | | | 40 | 0 |
| | ・収支計画の内容、妥当性および実現の可能 | ・良好な公園管理が持続的に可能かという観点から見て、収支計画の内容に妥当性があるか | 4 実施計画書 | | |
| | 性 | | 8 自主事業の運営 | | |
| | | ・自主事業の収支が適切に計画されているか | 10 利用料金に関する考え方 | | |
| | | | 11 収支報告書 | 4.0 | ؍ |
| | | | 12 委託業務内容(参考資料) | 40 | ٦ |
| 業計画に沿った管理を | ・安定的な運営が可能となる人 | ・本社を含めた組織体制、責任・執行体制が示されているか。 | 13 人員体制 | | 1 |
| 2して行う能力を有する : (4号) | 的能力 | ・現場における責任者・人員配置・ローテーション等が具体的に示されているか | 14 人員配置計画等 | 20 | ۸ |
| - (1 3) | | | 45 1 14 0 25 12 13 | | |
| | | ・職員の指導育成、研修体制は具体的に示されているか | 15 人材の育成計画 | 16 | ô |
| | ・安定的な運営が可能となる経 理的基盤 | ・当該公園の業務を安定確実に行える経営基盤を有しているか | 会社概要、会社定款、法人の登記事項証 明書、財務諸表、登録証明書等 | | |
| | | ・団体の財務状況は健全か | WELL WANTED TO THE WELL | | |
| | | | | 16 | ô |
| | ・類似施設の運営実績 | ・他のスポーツ施設等類似施設を良好に運営した実績はあるか | 16 過去の事業実績 | 20 | 0 |
| | ・その他適切な運営を行うため の能力(災害対策等) | ・危機管理の重要性を認識し初期対応等すぐに対応できる連絡体制や緊急時のバックアップ体制が具体的に示されているか | 17 緊急時の体制および対策・防災対策 | | |
| | | ・トラブル発生時に適切に対処し、利用者からの要望や苦情への対応方法について具体的に示されているか | | 24 | 4 |
| | | ・002ネットゼロ、マザーレイクゴールズ、滋賀県が締結する契約に関する条例、障害者雇用の促進、女性活躍の推進 | 18 県の施策を踏まえた対応 | | ٦ |
| | | 等、県が推進する施策を踏まえた具体的な対応が示されているか | 19 段階整備との調整等の対応 | 4.0 | |
| | | ・指定管理期間内における段階整備(県施工)との調整や円滑な事務引継への対応が具体的に示されているか | | 10 | J |
| | | ・国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催・準備等の調整に関する対応方針が具体的か | 20 特記事項 | | |
| | Ī | ・自己評価、モニタリングに対する対応が具体的に示されているか | | | |
| | | | | | - 1 |

[・]審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア〜ウの順に行うこととする。 ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者 イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者 ウ 「2 施設の効用の最大化」、「3 経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者 なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

団 体 概 要 書

| 項 目 | 内容 |
|-------------|-----------------------------------|
| 事業者(法人、団体)名 | 公益財団法人滋賀県スポーツ協会 |
| 代表者職・氏名 | 会長 河本 英典 |
| 団体の所在地 | 滋賀県大津市松本一丁目2番20号 |
| 設立年月日 | 大正14年5月17日 |
| 資本金 | 令和4年4月1日 現在 60,000千円 |
| | 令和4年4月1日現在 82人 |
| ICA IIA | (1)県民総スポーツの普及・振興に関すること |
| 主たる業務内容 | (2)競技力の向上に関すること |
| 土.00米3315日 | (3) 国民体育大会等全国規模の各種スポーツ大会の選手・指導者等の |
| | 選考および派遣に関すること |
| | (4)社会体育施設の管理運営およびその活用によるスポーツ等の機会 |
| | の提供に関すること |
| | (5)各種スポーツ大会の開催に関すること |
| | (6)地域スポーツクラブ等スポーツ組織の育成支援に関すること |
| | (7)スポーツ少年団の育成および青少年スポーツの振興に関すること |
| | (8)スポーツ指導者の育成および活用に関すること |
| | (9)スポーツに係る障害予防・健康管理に関すること |
| | (10)スポーツ振興に関する各種表彰に関すること |
| | (11)スポーツに関する広報、情報の提供および調査研究に関すること |
| | (12)加盟団体の組織の充実強化に関すること |
| | (13)公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体として必要な事業に関 |
| | すること |
| | (14)その他協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと |
| 類似施設の管理に関する | (1)滋賀県立彦根総合運動場 |
| 過去の業務実績 | 施設維持管理業務 |
| | (2)滋賀県立スポーツ会館 |
| | 施設維持管理業務 |
| | (3)滋賀県立体育館 |
| | 施設維持管理業務 |
| | (4)滋賀県立武道館 |
| | 施設維持管理業務 |
| | (5)滋賀県立琵琶湖漕艇場 |
| | 施設維持管理業務 |
| | (6)滋賀県立長浜ドーム |
| | 施設維持管理業務 |
| | (7)滋賀県立栗東体育館 |
| | 施設維持管理業務 |
| | (8)滋賀県立柳が崎ヨットハーバー |
| | 施設維持管理業務 |
| | (9)滋賀県立アイスアリーナ |
| | 施設維持管理業務 |

団 体 概 要 書

| 項目 | 内容 |
|--------------------|--|
| | |
| 事業者(法人、団体)名 | 日本管財株式会社 |
| 代表者職・氏名 | 代表取締役 福 田 慎太郎 |
| 団体の所在地 | 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号 |
| 設立年月日 | 昭和40年10月27日 |
| 資本金 | 令和4年10月6日現在 3,000,000 千円 |
| 従業者数 | 令和 4 年 3 月 3 1 日現在 1 0 , 2 7 8 人 |
| 主たる業務内容 | (1)建物管理運営事業 (2)住宅管理運営事業 (3)環境施設管理事業 (4)不動産ファンドマネジメント事業 (5)その他の事業 |
| 類似施設の管理に関する過去の業務実績 | (1)滋賀県立スポーツ会館施設維持管理業務 (2)兵庫県立但馬ドーム施設維持管理業務 (3)堺市サッカー・ナショナルトレーニングセンター施設維持管理業務 (4)北九州市立門司体育館等27スポーツ施設施設維持管理業務 (5)アクアリーナ豊橋施設維持管理業務 (6)国分寺市民スポーツセンター施設維持管理業務 (7)総社市スポーツセンター施設維持管理業務 (8)住吉スポーツセンター施設維持管理業務 (8)住吉スポーツセンター施設維持管理業務 (9)新宿区立新宿スポーツセンター施設維持管理業務 (10)幸手総合公園外6公園施設維持管理業務 |
| 特記事項 | |
| <u> </u> | 1 |

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:スポーツ課】 (単位:千円)

| | | | 指定期間 | 定期間指定管理料総額(債務負担行為額) | | | 今回の指定による効果の概要 | | | |
|------------------------------|----------|------|----------|---------------------|-----------------|--------------------|--|--|--|--|
| 施設名 | 指定管理者名 | 募集方法 | (年) A | | うち 一般財源 B | 単年度 換算 C=B/A | 行政サービスの向上 | 管理運営の効率化 | その他 | |
| 滋賀県営都市公園(彦根総 合スポーツ公園に限る。) | S・NKグループ | 公募 | 5 | 843,600 | 843,600 | 168,720 | 利用や障害者団体への貸 切利用の際の割引料金の 設定。 学校休業期間中における | 体制。 公園サポーター制度を活 用した、地域と連携した 維持管理の実施。 電力や物品等について、 | リーグ、アメリカンフッ トボール等の開催。 陸上大会運営に係るサ | |